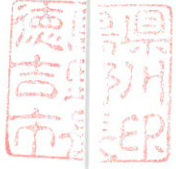


吉野川市と吉野川市内郵便局における
地域安全に関する協定



地域における協力に関する協定

吉野川市（以下「甲」という。）は、吉野川市内郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、吉野川市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路、カーブミラー等の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。



この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

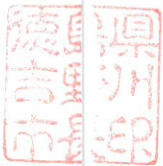
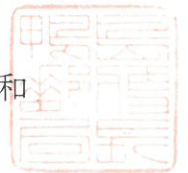
平成29年5月1日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 川 真 田 哲 哉



乙 徳島県吉野川市鴨島町上下島128番地21
吉野川市内郵便局代表
日本郵便株式会社 鴨島郵便局長

波 磨 敏 和



吉野川市内郵便局一覽

鴨島郵便局	776-8799	吉野川市鴨島町上下島 1 2 8 番地 2 1
川島郵便局	779-3399	吉野川市川島町川島 1 5 0 番地
山川郵便局	779-3499	吉野川市山川町翁喜台 1 5 3 番地 3
飯尾郵便局	776-0033	吉野川市鴨島町飯尾 7 9 9 番地 1
森山郵便局	776-0036	吉野川市鴨島町山路 1 0 8 1 番地 4
牛島郵便局	776-0001	吉野川市鴨島町牛島 1 2 7 5 番地 6
鴨島本町郵便局	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島 5 2 3 番地 4
学郵便局	779-3305	吉野川市川島町兎島長池 6 2 番地 8
久宗郵便局	779-3406	吉野川市山川町奥川田 1 3 7 番地
川田郵便局	779-3404	吉野川市山川町川田 6 3 6 番地 1
山瀬郵便局	779-3402	吉野川市山川町堤内 5 2 番地 1
東山郵便局	779-3505	吉野川市美郷古土地 1 5 1 番地 1
美郷郵便局	779-3501	吉野川市美郷宮倉 1 番地 5

